

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	神代地頭方 (神代籠池、神代北所、神代南上、神代経所、神代南所、神代城家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三原平野の南西部に位置し、水源の乏しい地域であるが、ため池(日本有数の高密度)、河川、用水路といった表層水と、湧水、深井戸、浅井戸といった地下水を組み合わせた多様な灌漑システムを構築している。水稲と野菜(たまねぎ・レタス・はくさい・キャベツ等)を組み合わせた二～三毛作に代表される高い土地利用と、それに伴う地力の低下を防ぐための耕畜連携により生産の向上を図ってきた。

現在、経営規模が1ha未満の零細規模の家族経営体が約8割を占めている。農業従事者の高齢化の進行とともに農地の流動化が進み、古くから複数の集落が入作していることもあって耕作農地は分散している。

農地は基盤整備ができておらず、10a未満の農地、形状の悪い農地が多いうえ、農道が狭いこともあって、機械の大型化や効率化が遅れている。また、耕作条件が悪い農地は遊休化が進んでいる。

令和4年に実施したアンケート結果では、近い将来、担い手となる農業後継者について、農家の半数以上が「いない」と認識しており、後継者が「いる」農家でも40代までの会社勤めの後継者が大半となっている。

また、規模を縮小したい農家数が約1割あるのに対して、規模を拡大したい農家数が約1割となっている。

このような状況の下、農業を次世代に引き継ぎ、持続的に発展させるためには、基盤整備による農業の効率化、農地集積による生産性の向上と担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の水稲の生産状況は、農家ごとで機械を所有し、小規模な経営体であるため、機械コストが経営を圧迫している。近年は機械更新のタイミングでの作業委託への切り替えや、WCSへの転換が進んでいる。先人が長い年月をかけて確立した稲刈り後の水田で安定的に玉葱を栽培する「淡路発祥の二毛作」を継承していくためには、水稲栽培は不可欠な作目である。さらに持続的で安定的な経営を確保するためには、共同機械の導入や担い手への作業委託等の取り組みを進め、低コスト化を図る必要がある。

露地野菜は、主に玉葱、レタスが栽培されている。特に玉葱栽培は農家の生計を維持するだけでなく、地域社会に深く根ざした郷土文化となっている。収穫時期に集中して多くの労働力が必要となる玉葱栽培は農家数の減少や高齢化による労働力不足が課題となっており、シルバー人材センターや(株)アグリアイランド、農家相互の労働力の融通などで補っているのが現状である。人口減少とともに更なる農業労働力の低下は避けることができず、労働力を補完する取り組みとして、基盤整備による農業機械の最適化、スマート農業の導入、それによる労働力の省力化を図るとともに、農業法人等への集約と並行して労働力を地域内で融通しあえる体制、後継者の就農を支援する体制や外部人材を受け入れるシステムづくりの検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域計画内農地において、標準区画2反、地下灌漑システム、自動給水システム、排水管路化等、スマート農業導入等の基盤整備を令和9年3月までに計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

労働力を地域内で融通しあえる体制、後継者の就農を支援する体制や外部人材を受け入れるシステムづくりの検討を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

耕畜連携によるWCSの収穫作業・堆肥散布作業について(株)エノモトのほか、畜産農家との連携についても推進する。
水稻の防除作業について三原農楽舎への委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②堆肥による化学肥料の代替、局所施肥、土壌診断に基づく減肥NDVI(正規化植生指数)を活用した肥料の可変散布に取り組む。
- ③基盤整備事業計画において、スマート農業の導入に向けて検討する。
- ⑦地域の次世代を担う人材の育成の場として、農地保全活動組織の下、保全・管理等を実施する。
- ⑧基盤整備事業において、担い手の農業用施設(共同利用機械の作業場及び保管場所)の整備を計画する。
- ⑨飼料作物(WCS)は、(株)エノモトなどの畜産農家への供給を確保し、家畜排せつ由来堆肥は、生産者である耕種農家に供給する。
- ⑩鉄触媒技術を活用した畜排せつ物の堆肥化を検討する。